

第7次  
宮崎市  
地域福祉  
活動計画

みんながつながり支え合い、  
ともに生きるあたたかいまち



令和8年3月

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会





## はじめに

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会  
会長 佐山 幸二

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、超少子高齢化の進行や家族形態の多様化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが要因となり、さまざまな課題が顕在化するとともに、複雑・多様化しています。特に、コロナ禍により社会経済活動が大きく変容したことで新たな生活困難層が顕在化し、今もなお苦しい状況を余儀なくされている方々がおられます。

また、毎年のように全国各地で災害が発生しており、全国の自治体・社会福祉協議会・NPO団体・企業等が力を合わせて被災者支援に取り組んでおりますが、本市においても台風や南海トラフ巨大地震など、大規模災害への備えは喫緊の課題となっております。

こうした状況の中で、地域住民、関係団体、行政が互いに力を合わせ、誰もが役割を持って課題と向き合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが、これまで以上に求められております。

本会では、これまで平成9年度から6期にわたり「宮崎市地域福祉活動計画」を策定し、宮崎市が策定する「宮崎市地域福祉計画」と連携して、地域福祉の推進に向けた方向性を示してまいりました。今回もこれまでの取り組みを振り返り、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民の皆様や多様な主体と連携し、地域福祉活動をより一層進めるための具体的指針として「第7次宮崎市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後とも本計画の理念であります「みんながつながり支え合い、ともに生きるあたたかいまち」の実現に向け、市民や地域福祉に関わるあらゆる機関・団体等の皆様と共に地域福祉活動を展開してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# CONTENTS 目次

第1章   計画の策定にあたって .....	1
1 策定の趣旨 .....	2
2 策定の背景 .....	3-5
3 第6次宮崎市地域福祉活動計画の振り返り .....	6-9
第2章   計画の方向性 .....	11
1 計画の期間 .....	12
2 計画の位置づけ .....	12
3 地域福祉活動計画における「地域」の考え方 .....	13
4 地域福祉推進の基盤 .....	14
5 計画の基本理念 .....	15
6 基本目標 .....	16
7 第7次宮崎市地域福祉活動計画体系図 .....	17
8 計画の進行管理 .....	18
第3章   施策の展開 .....	19
<b>基本目標1 支え合いの輪を広げる心豊かな人・地域づくり</b> .....	20
施策の展開1 福祉の心を育てる機会の創出 .....	21
施策の展開2 地域福祉を推進する人材の育成 .....	23
施策の展開3 人がつながる交流の場や社会参加機会の創出 .....	25
施策の展開4 地域福祉を推進する活動への支援 .....	26-27
<b>基本目標2 つながりを育むあたたかなまちづくり</b> .....	29
施策の展開1 自分らしく暮らせるまちづくりの推進 .....	30-32
施策の展開2 地域のつながりを基盤とした見守り体制の充実 .....	33-34
施策の展開3 災害時に助け合えるまちづくり .....	35-36
施策の展開4 一人ひとりの権利を守るまちづくりの推進 .....	37
<b>基本目標3 一人ひとりの暮らしを守るしくみづくり</b> .....	38
施策の展開1 あらゆる福祉の困りごとに対応するしくみづくり .....	39-40
施策の展開2 福祉課題を早く見つけ支援につなげる体制づくり .....	41-43
第4章   資料編 .....	45-51

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

これまで宮崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、平成9年度を初年度として、第1次宮崎市地域福祉活動計画から6期にわたり、地域福祉を推進していくための行動計画として「宮崎市地域福祉活動計画」を策定してきました。

今後、人口が減少し高齢化が進むことで、地域での助け合いや交流の機会が減り、福祉課題はこれまで以上に多様化することが懸念されています。これらの課題は、年齢や立場に関わらず、誰しものが避けて通れないものになると考えられます。

そのため、一人ひとりが「ふだんのくらしの幸せ」の実現へ向けて相互に支え合うことが大切となります。

そこで本会では、市民一人ひとりが互いの立場を尊重し合い、認め合いながら「つながり」を実感できるあたたかな地域づくりを目指します。

また、これまで地域とのつながりの中で得てきた様々な「気づき」を包括的に受け止め、分野や主体を超えて解決に取り組めるしくみづくりをすすめていきます。

その実現に向けて令和8年度からの5年間における地域福祉活動の指針として、前計画である「第6次宮崎市地域福祉活動計画」の評価やこれまでの福祉ニーズの変化を踏まえ、この「第7次宮崎市地域福祉活動計画」を策定しました。

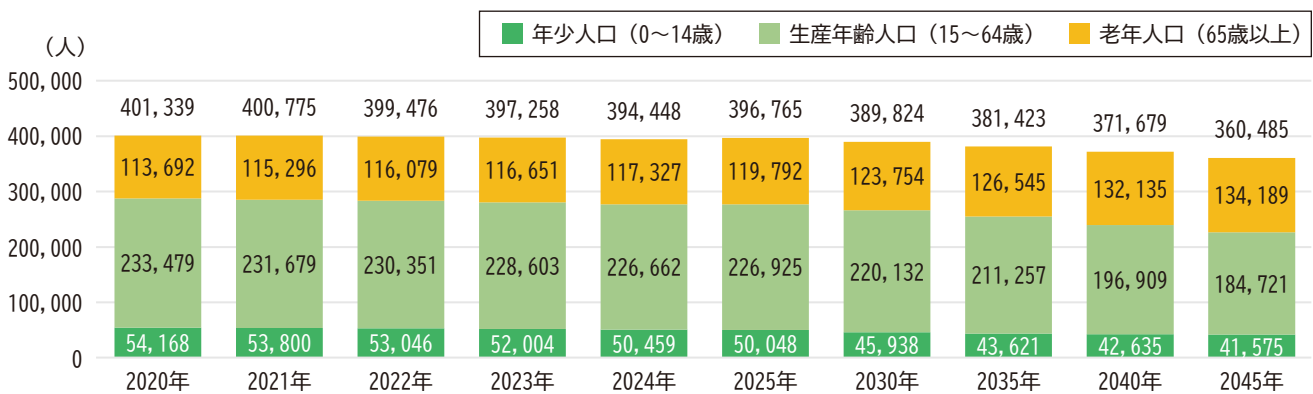


## 2 策定の背景

### (1) 急速にすすむ人口減少と高齢化

●日本は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。2040年には1億2,000万人、2070年には9,000万人を割り込むと推計されています。本市の総人口も減少傾向となっており、2022年に40万人を下回りました。宮崎市における世帯数は2020年から2024年にかけて、4,000世帯が増加しており、人口が減少する中1世帯あたりの人数が減少していると考えられています。

#### ●3区分別の人口推計と将来推計

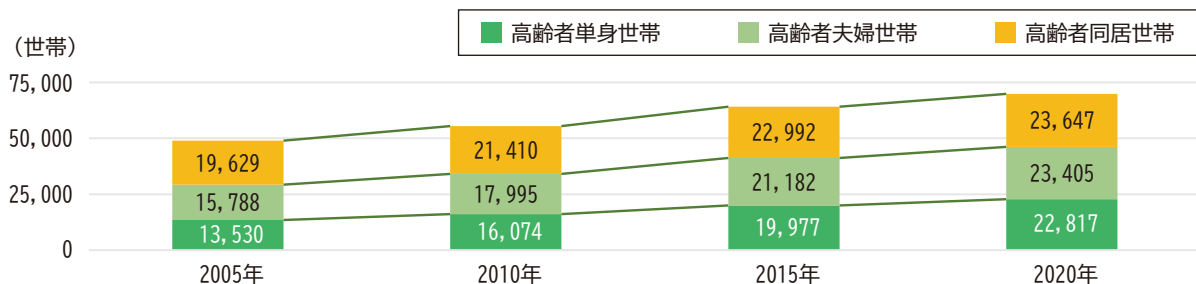


宮崎市の総人口は、2020年の約40万人をピークに減少傾向です。一方で、少子高齢化はさらに加速し、2040年には高齢者1人に対して生産年齢人口約1.5人(高齢化率35.6%)と予想されます。

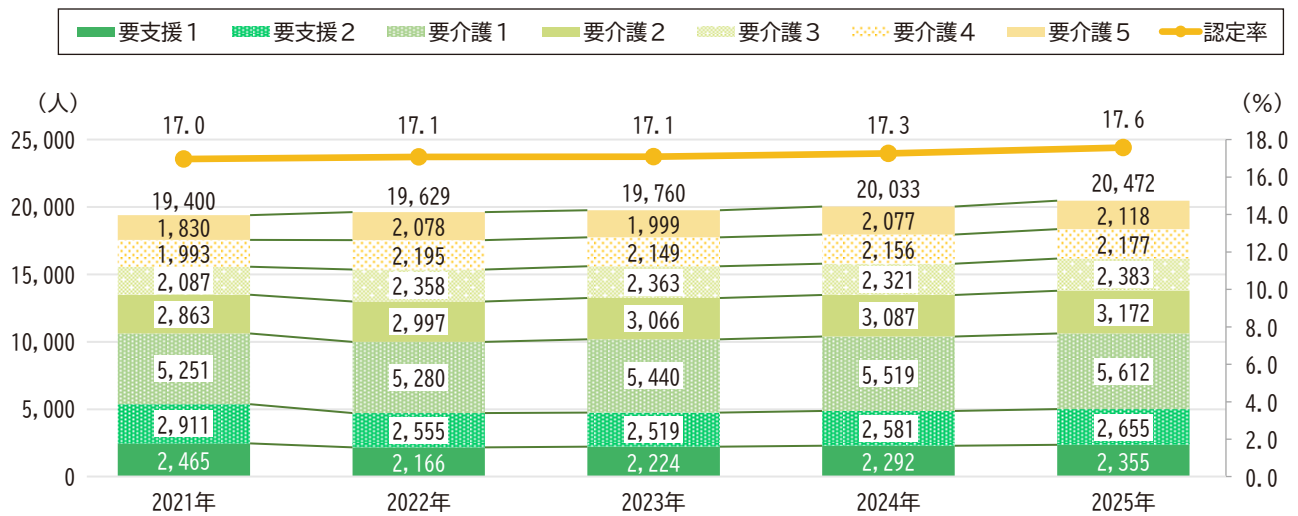
●高齢者世帯は増加傾向にあり、2005年から2020年にかけて高齢者単身世帯が約9,000世帯、高齢者夫婦世帯が約8,000世帯増加しています。

また、要介護認定者も増加傾向にあり、特に要介護1が増加しています。

#### ●高齢者のいる世帯の推移



●要介護認定者の推移

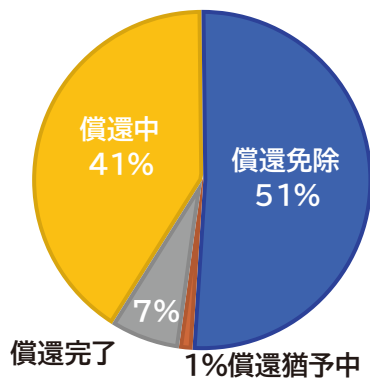


(2) 多様な生活課題の顕在化

●2020年からの約3年間に及ぶコロナ禍での生活は、外出自粛を余儀なくされたほか、社会経済活動の抑制など、あらゆる人の生活に影響を及ぼしました。

本会が実施した生活福祉資金<sup>注1</sup>の特例貸付の対象者は幅広い世代に及び、2023年1月から償還が開始されましたが、なお生活困窮状態が続いていることにより、償還免除となっている世帯は全体の約5割に上っています。

コロナ特例貸付債権管理状況



令和7年3月末時点	
償還免除	6,134件
償還猶予中	153件
償還完了	781件
償還中	4,944件

●これまで社会課題として取り上げられてきた課題に加え、障がい者の「親亡き後」の対応や、子育てと親の介護の両方が重なる「ダブルケア」、高齢な親の年金で就労が難しい成人年齢に達した子の暮らしを支えるいわゆる「8050問題<sup>注2</sup>」、身寄りのない高齢者等の身元保証や死後事務の問題など、これまで整備されてきた制度だけでは対応しきれない制度の狭間で生じる課題が浮き彫りとなっています。こうした中、ひとつの家庭の中に複数の問題が生じてしまう事例も増えています。

### (3) 頻発する自然災害

●毎年全国のいたるところで度重なる豪雨や地震などの災害が発生しています。本市においても、局地的な浸水被害や突風被害などによって、多くの方が被害を受けました。

南海トラフ巨大地震発生の発生確率や被害想定も見直され、防災や被災からの復旧・復興への支援体制を官民協働で整備することが喫緊の課題となっています。

●中～大規模災害発生時に本会が主体となって設置する災害ボランティアセンター<sup>注3</sup>の運営にあたっては、行政・NPO、企業等との分野を超えた連携を念頭に、災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、運営訓練に取り組んできていますが、従来の官民の役割を越えた、さらなる横断的な支援体制の強化が求められています。

●能登半島地震では、被災者が応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境におかれることで、地震による直接死を逃れた後に何らかの健康問題が深刻化し、命を落とす「災害関連死」が大きな課題となりました。そのため、被災した地域が「いつもの暮らし」に戻るまで、被災家屋の復旧だけでなく、被災者の孤立防止のための見守り支援や、日常生活の相談対応など切れ目のない地域福祉活動の実践が必要とされています。

●一方、地域住民自身が必要なときにしっかり声を上げ、支援を求める力（受援力）をつけていくことも重要です。「災害の時だけ」を切り取って、偏った役割分担や地域づくりをすすめることは、誰にとっても負担が大きく、生活の中になじみにくいものです。災害に強い地域をつくるためには、これまで取り組んできた見守り活動やふれあいサロン活動などの地域福祉活動を通じて地域の中で暮らす人同士のつながりを保ち、支え合える地域をつくることが求められています。



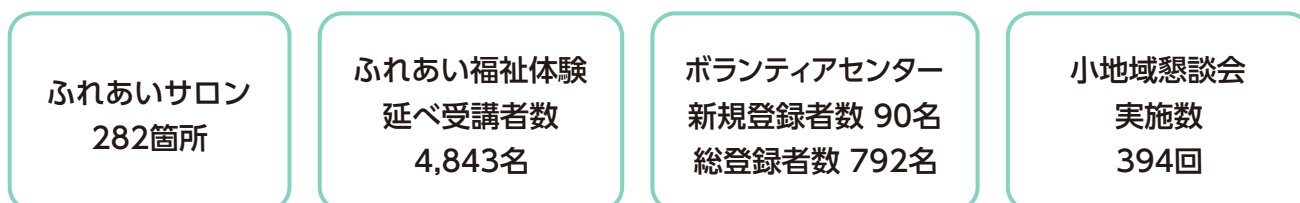
### 3 第6次宮崎市地域福祉活動計画の振り返り

第6次宮崎市地域福祉活動計画の基本目標ごとの取組状況と今後の課題について、本会事業における取組みや、市民・関係者アンケート結果を基に振り返ります。

(実績値はすべて令和6年度末時点)

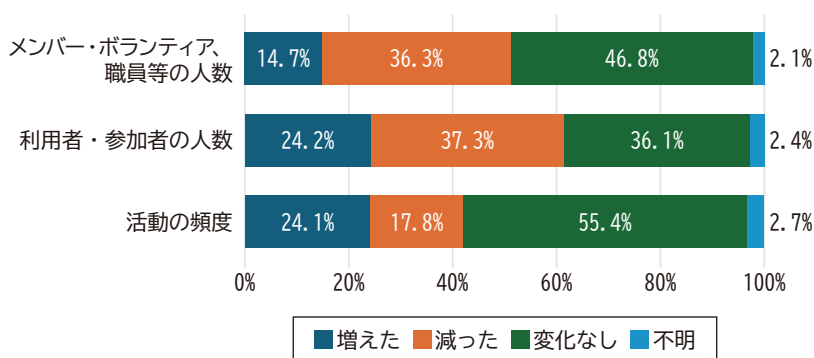
#### 基本目標1 ともに支え合う人・地域づくり

「地域が主役となるまちづくり」の実現を目標に、市民一人ひとりがともに支え合うために行う活動と、その活動に対する支援について、地域福祉の担い手づくりへの支援、居場所づくりなどの施策を展開してきました。

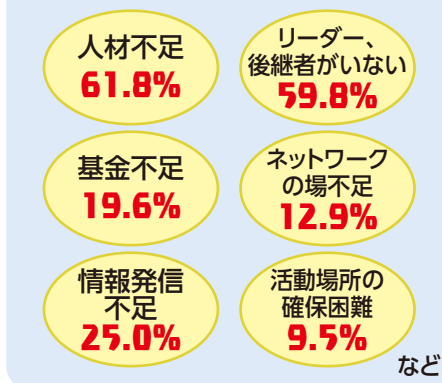


#### ～関係者アンケートの結果から～ (有効回答数 1,258件)

Q. 活動状況について、概ね5年前と比べて変化はありましたか？  
(複数回答)



Q. 活動を行うにあたって課題となっていることは何ですか？



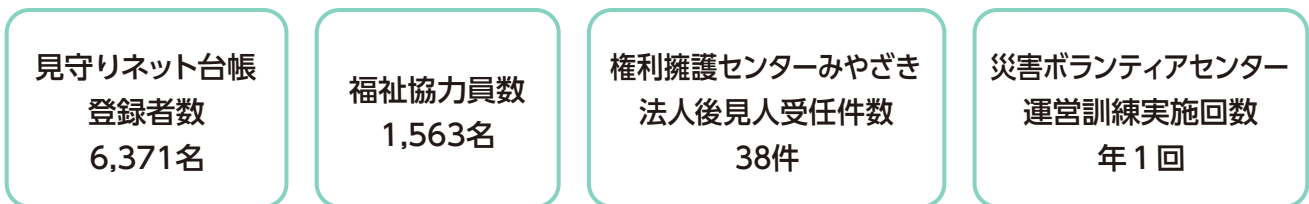
●生活に身近な圏域で関係者が集まり、情報交換や課題抽出を行うことを目的としている小地域懇談会<sup>注4</sup>の開催数においては、未だコロナ禍前の実施数まで戻っておらず、今後も開催に向けた呼びかけや、再開に向けた具体的支援が必要であると考えられます。

●人材育成の観点から本会ボランティアセンター新規登録者数を成果指標のひとつとしていますが、新規登録者数が伸び悩んでいることに加えて、高齢化によりボランティア活動を終え、登録抹消となる方の数が多く、結果として登録者数が減少してきています。

●ふれあいサロン登録数増減は一定数を維持しています。本会が毎年実施しているサロン登録団体活動報告書によると、後継者不足や交流センターの利用料が改定されたことで、活動の継続が困難となっているとの声もあります。

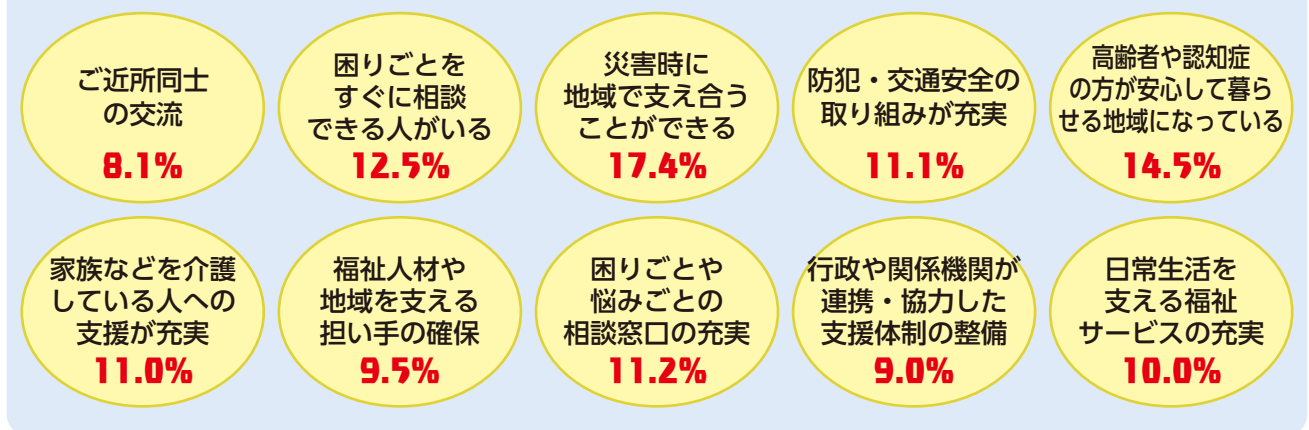
## 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

「誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目標に、高齢者・障がい者・子育て支援等の各福祉分野について、健康や地域防災、人権擁護等も踏まえながら、見守り活動の充実や生活困窮者支援などの施策を展開してきました。



### ～市民アンケートの結果から～ (有効回答数 1,385件)

Q. 宮崎市における福祉のまちづくりについて、今後特に重要だと思う項目はなんですか？ (複数回答)



●見守りネット台帳<sup>注5</sup>登録者数については、高齢者数・高齢化率の上昇に反して減少してきている状況にあります。事業内容の周知不足、実態把握活動の困難さなど要因は複数考えられますが、地域住民の実態把握と、地域で生じた困りごとを必要な支援へつなぐ、民生委員・児童委員<sup>注6</sup>活動の一助となる重要な事業であるため、地域全体で見守り活動への理解を深めていくことが必要です。

●地域の見守りボランティア「福祉協力員」の委嘱人数は、年々減少傾向にあります。社会背景を考慮すると、日常生活の中でご近所の支援が必要な方をあたたかく見守り、何かあった時には民生委員・児童委員や自治会、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）、専門職と連携して支援につなぐ役割は、今後益々重要になると見込まれます。

●障がいのある方や認知症高齢者の金銭管理等に関し、ご家族や支援者からの相談が継続的に寄せられています。これから身寄りのない高齢者等の増加に伴い、権利擁護<sup>注7</sup>の視点に立ち、地域の実情に即した支援体制の構築、尊厳をもって生きられる社会の実現に向けて、行政と連携しながら事業をすすめていく必要があります。

●災害時の支え合いを推進していくために、宮崎市・本会・災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき<sup>注8</sup>・宮崎市民活動センター<sup>注9</sup> 4者のほか関係団体合同で宮崎市災害ボランティアセンター運営訓練を毎年実施しています。また、台風や大雨・突風により発生した局地的な災害では、被災された方々をボランティア支援につなげてきました。今後は、地域住民の受援力をさらに高めていくため、支所・地区社協圏域での災害ボランティアセンターについての啓発活動や訓練の実施に一層力を入れていく必要があります。

### 基本目標3 福祉の困り事を解決するしくみづくり

「我が事・丸ごとの地域共生社会<sup>注10</sup>」の実現を目標に、地域課題解決の取り組みについて、分野や世代を超えた包括的な支援体制の構築や、生活支援の体制づくりなどの施策を展開してきました。

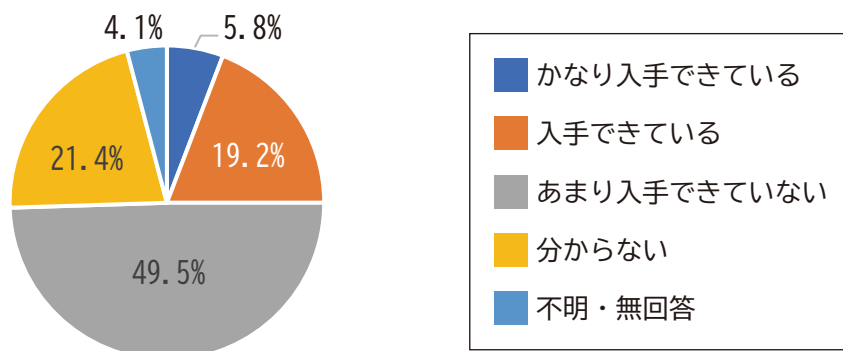
生活福祉資金貸付事業  
相談件数 10,231件

ふれあいハートサービス  
利用件数 1,725件

ふくし・無料法律相談  
相談件数 601件

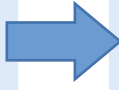
### ～市民アンケートの結果から～

Q.福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていますか？



Q. 以下の相談窓口を知っていますか？

生活困窮・自立支援／障がい福祉／認知症／  
こころの健康相談／高齢者／妊娠・出産・育児／  
子育て／保健師等による健康相談／DV・虐待



すべての項目で「知らない」が高く、生活困窮・自立支援に関する相談では70.3%、障がい福祉に関する相談では53.9%、認知症や高齢者に関する相談窓口についてもそれぞれ50%程度の方が「知らない」と回答されています。

Q. 毎日の暮らしの中で困っていることや、不安に思っていることはありますか？（複数回答）

自分や家族の健康のこと

**45.3%**

介護に関すること

**29.3%**

災害に関すること

**36.5%**

経済的なこと

**30.9%**

自分、家族がなくなったときのこと

**33.1%**

など

●既存の制度では十分に対応できない細やかな生活ニーズに応えるための、「生活支援体制づくり」について、宮崎市域全体で「ふれあいハートサービス」の展開をすすめています。また、地区社協等の地域住民が主体となったボランティアセンター設置・運営継続の支援に取り組んでいますが、いずれも人材不足が大きな課題となっています。

●宮崎市は令和7年度より、制度の狭間で支援を受けられない人や、自ら助けを求めることができずに困りごとを抱えて孤立している人、複数の課題を同時に抱え、解決が難しい人への対応を強化するため、分野を超えた相談支援のネットワークを目的とした、「多機関協働事業<sup>注11</sup>」を開始しました。本会としてもこの市の取り組みと連携し、地域の中で「気づき」の力を一層高め、あたたかな支援の輪につないでいける体制づくりが求められています。





## 第2章

# 計画の方向性

## 1 計画の期間

本計画の期間は、宮崎市が策定する「第5次宮崎市地域福祉計画」（行政計画）の期間に合わせ、令和8年4月から令和12年3月までの5年間とします。

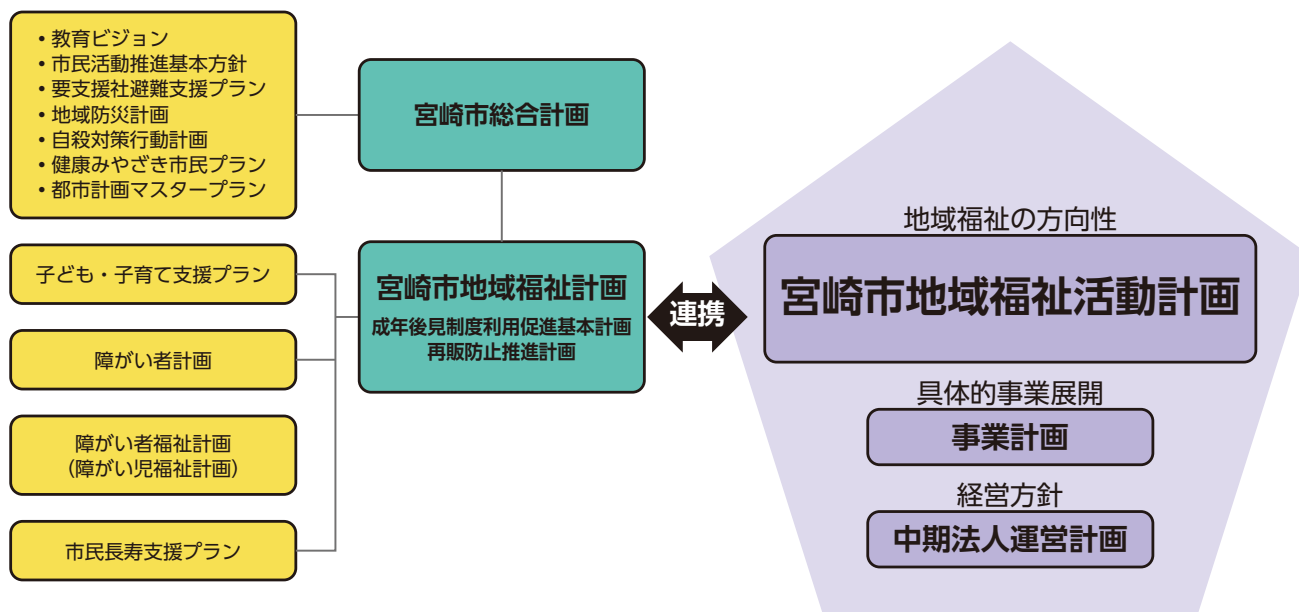
また、社会情勢の変化や宮崎市の上位計画である総合計画、地域福祉計画やその他の関連計画との整合性や連携を図るために、必要に応じて本計画の内容を見直すこととします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、宮崎市の策定する「宮崎市地域福祉計画」と連携し、多様な主体の連携・協働による地域福祉の推進を共通の目的とした、地域福祉活動の具体的な活動指針として策定したものです。

第6次宮崎市地域福祉活動計画の方向性を引継ぎつつ、新たな課題や地域を取り巻く状況の変化に応じ、これからを見据えた地域福祉の方向性を記しています。

また、地域福祉を推進する上での本会の将来ビジョンを明確にし、経営戦略をまとめた「中期法人運営計画」、具体的な事業計画を記載した年度毎の「事業計画書」とも連動させ、より効果的な事業展開をめざします。



### 3 地域福祉活動計画における「地域」の考え方

本計画の「地域」は、大きく4つの層の圏域（隣近所・自治会・地区・市）に分けて捉えています。隣近所とのつながりを基盤とし、もう少し社会的な活動へ範囲を広げた場では、自治会や子ども会、自治公民館、老人クラブなどの団体が活動しています。

さらに、概ね中学校区圏域である地区には、地域住民が主体となった「地域まちづくり推進委員会」や「地区社会福祉協議会（地区社協）」が設立され、自治会等の団体や民生委員児童委員協議会、学校、行政や専門職と連携しながら、地域の実情に応じた活動を展開しています。



#### 地区社会福祉協議会とは？

地区社協（地区社会福祉協議会の略称）とは、地域住民自らが組織する地域福祉活動の基盤組織です。

宮崎市内には19の地区社協が設立されており、見守りネットワーク、孤立化防止、地域ボランティアの育成、子育て支援活動、災害に備えた支援体制整備など、地域の実情に応じた活動を展開しています。

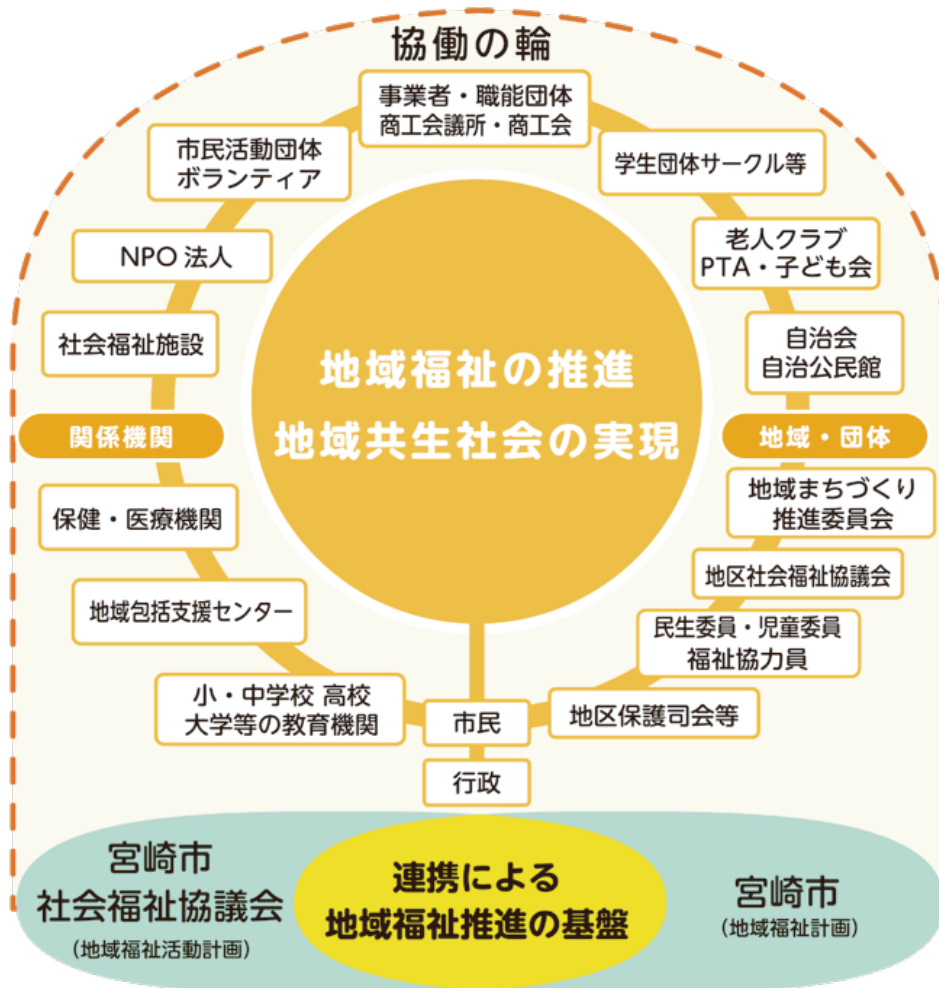
#### 地区まちづくり推進委員会とは？

各地域単位に組織された、地域課題や地域ニーズに沿った事業活動に取り組む住民組織です。宮崎市内では27のまちづくり推進委員会が設置され、防犯・防災、地域福祉、環境・教育、伝統文化などに関する様々な事業を実施しています。

## 4 地域福祉推進の基盤

地域福祉を推進していくためには、私たち一人ひとりが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を理解し、共有しながら支え合っていくことが必要です。

また、地域の中で暮らしをともにする多様な主体が、相互につながり、協働していくことが大切です。



地域福祉活動を継続して進めていくための基盤のひとつとして、安定した財源の確保も重要となってきます。

会費・寄付金・共同募金<sup>注12</sup>等を適切に活用し、目的や用途について、寄付者に寄付と助成の循環が見えるよう適切な情報発信を行い、住民の理解と協力の促進を図ります。

また、公的責任と民間の自発性・専門性が十分に発揮される体制づくりをすすめるとともに、安定した財源基盤を確立するため、行政とのパートナーシップを一層強化します。

さらに、本会が作成する「中期法人運営計画」とも連動し、事業の必要性、財源と支出のバランスなど、法人運営も十分踏まえた上で検討をすすめていきます。

## 5 計画の基本理念

### 第7次宮崎市地域福祉活動計画の基本理念

# みんながつながり支え合い、 ともに生きるあたたかいまち

誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、地域福祉の主役である住民一人ひとりが、年齢や価値観、ライフスタイル、病気や障がいの有無等の違いをお互いに認め合い、主体的な立ち位置で、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」に参画していく必要があります。

本会では、前計画である「第6次宮崎市地域福祉活動計画」において、「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に定め、「我が事・丸ごとの地域共生社会の実現」に向けて取り組んできました。

誰もが安心して暮らし続けられるまちをつくるために、まずその基盤となる人と人との「つながり」の構築が最も重要です。

本計画では、これまでの宮崎市域における地域福祉の目指すべき方向性を継承しつつ、第5次宮崎市地域福祉計画と同一の基本理念「みんながつながり支え合い、ともに生きるあたたかいまち」を掲げ、地域住民や多様な主体と連携し地域福祉活動のさらなる展開に取り組んでいきます。



## 6 基本目標

基本理念に掲げる「みんながつながり支え合い、ともに生きるあたたかいまち」を目指すために、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標については、それぞれの目標を達成するために必要となる「施策の展開」を設定し、その施策を展開していく上での「取り組みの方針」を掲げます。

### 基本目標1 支え合いの輪を広げる心豊かな人・地域づくり

地域における“支え合い”や“助け合い”のしくみづくりに向けて、一人ひとりが主体的・積極的に参加できる環境と多様な地域福祉活動の展開を進めていきます。

また、共に活動を進める仲間を増やすことで、地域・ボランティア活動の一層の充実を図ります。

### 基本目標2 つながりを育むあたたかなまちづくり

地域において、誰もが自分らしく安心して暮らすためには「居場所」があり、住民同士が思いやりを持って支え合う環境づくりが大切となります。福祉サービスの活用をはじめ、地域のつながりや見守り体制の強化、そして権利擁護や尊厳の保持に取り組むことで、人と人とのつながりを育み、温もりのあるまちづくりを目指します。

### 基本目標3 一人ひとりの暮らしを守るしくみづくり

どんな人でも、困ったときに、「相談できる場所がある」「頼れる誰かがいる」と感じられることが大切です。生活の困りごとが複雑になっている中で、誰もが地域で安心して暮らせるように、気軽に相談できる場所や支え合えるしくみづくりを行うための施策を展開します。



## 7 第7次宮崎市地域福祉活動計画 体系図

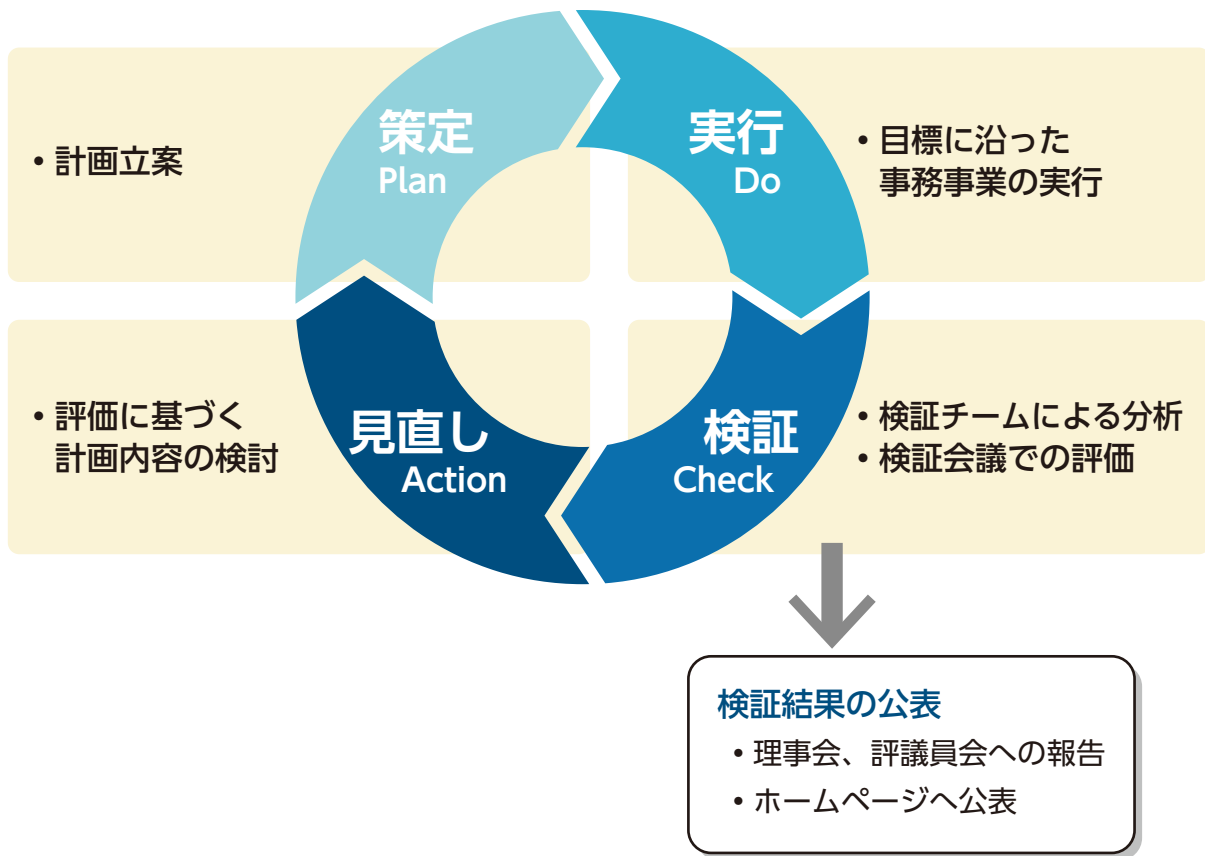
基本理念	基本目標	施策の展開	取り組みの方針
みんながつながり支え合い、ともに生きるあたたかいまち	【基本目標1】 心豊かな人・地域づくり 支え合いの輪を広げる	施策の展開1	
		福祉の心を育てる機会の創出	1, 支え合う思いやりの心を育む福祉教育の推進 2, 福祉意識の向上を図る機会の提供
		施策の展開2	
		地域福祉を推進する人材の育成	1, ボランティア活動の推進
		施策の展開3	
		人がつながる交流の場や社会参加機会の創出	1, 気軽に集まり、仲間づくりができる場の創出
		施策の展開4	
		地域福祉を推進する活動への支援	1, 地域福祉活動基盤の充実 2, 地域と社会福祉法人とのさらなる連携促進
	【基本目標2】 あたたかなまちづくり つながりを育む	施策の展開1	
		自分らしく暮らせるまちづくりの推進	1, 公的サービスの提供（障がい・高齢） 2, 障がい児・者、高齢者の社会参加と自立の支援 3, 子育て世帯をみんなで支える取り組みの推進
		施策の展開2	
		地域のつながりを基盤とした見守り体制の充実	1, 見守り体制基盤の強化 2, 見守りネットワーク活動の充実
		施策の展開3	
		災害時に助け合えるまちづくり	1, 災害ボランティアセンター運営体制の拡充 2, 災害時要支援者を取り残さない取り組みの推進
		施策の展開4	
	一人ひとりの権利を守るまちづくりの推進	1, 支援を必要とする人々の権利擁護と尊厳の保持	
	【基本目標3】 一人ひとりの暮らしを守るしくみづくり	施策の展開1	
		あらゆる福祉の困りごとに対応するしくみづくり	1, 住民主体の生活支援活動の推進 2, 日常生活の基盤を整える支援の推進
施策の展開2			
福祉課題を早く見つけ支援につなげる体制づくり	1, 主体や役割を超えた連携体制づくりの検討 2, 今後深刻化する社会課題の把握と解決策の検討		

## 8 計画の進行管理

第7次宮崎市地域福祉活動計画の実効性を高めるために、それぞれの取り組みの方針に活動指標を設定するとともに、毎年活動指標の結果分析を行うことで、基本目標に掲げている目指すべき姿に対してどこまで達成できたか、取り組みの方針ごとにその度合いを評価していきます。

評価については、各課・支所職員による検証チームを構成し、毎年実行状況を点検し、主な取り組み内容を改善するための会議を行い、結果をホームページで公表します。

この会議では、適宜事業の見直しと必要に応じた計画の見直しを行います。



## 第3章

### 施策の展開

## 基本目標 1

# 支え合いの輪を広げる心豊かな人・地域づくり

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりが地域課題を自分ごととして捉え、共に支え合う意識を持つことが大切となります。

地域における“支え合い”や“助け合い”のしくみづくりに向けて、一人ひとりが主体的・積極的に参加できる環境と多様な地域福祉活動の展開を進めていきます。

また、福祉への理解と共感を育む機会を増やし、地域での支え合いの心を育てていきます。

さらに、共に活動を進める仲間を増やすことで、地域・ボランティア活動の一層の充実を図るとともに、地域住民が交流し、つながりを作るきっかけとなる場を創出していきます。

これらの取り組みを通じ、地域内のつながりや支援体制を強化し、持続可能な地域福祉の基盤づくりを目指していきます。

## 施策の展開

- 1 福祉の心を育てる機会の創出
- 2 地域福祉を推進する人材の育成
- 3 人がつながる交流の場や社会参加機会の創出
- 4 地域福祉を推進する活動への支援



## 施策の展開 1 福祉の心を育てる機会の創出

### 取り組みの方針① 支え合う思いやりの心を育む福祉教育の推進

福祉的な支援を必要とする人たちへの理解を深め、互いに思いやる心を根付かせるためには、地域や職場、そして学習の場である教育機関で人と人との関わり方を学び、主体的に考えて取り組む力を養い続けていくことが大切です。

そのための独自プログラムを用いた授業を展開し、また学校や職場等で福祉体験、障がいのある人や福祉に携わる人の講話などを通じて福祉教育の推進を図ります。

福祉教育の推進によって、多様な生き方を理解し、「自分と違うこと」を排除せず尊重し合える意識を広げていきます。

主な取り組み内容	
1	福祉教育プログラムの作成と活用
2	ふれあい福祉体験事業の実施

活動指標		現況値
1	福祉教育プログラムを用いた事業実施数	—
2	ふれあい福祉体験延べ受講者数	4,843 名

### ふれあい福祉体験事業

学校や団体、企業等へ、高齢者や障がいのある方への理解を深めるための講話・体験講師を派遣しています。

車いす体験、高齢者疑似体験、アイマスク体験や、障がい当事者の講話を通じて、皆が暮らしやすい地域づくりを目指します。



## 取り組みの方針② 福祉意識の向上を図る機会の提供

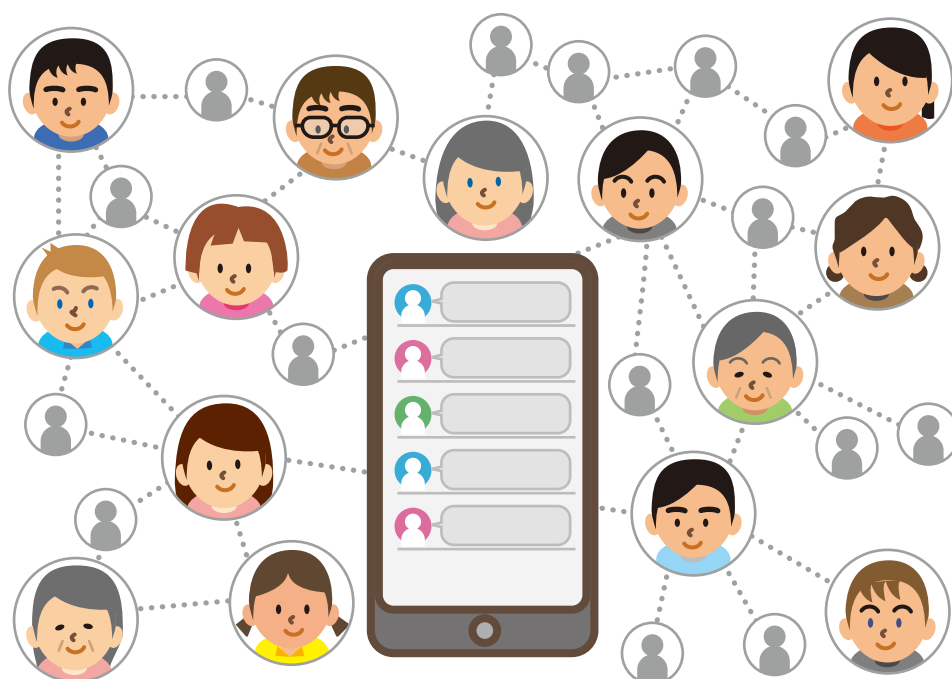
福祉は地域に暮らす人すべてに関わることであり、福祉への関心を持つきっかけをつくり、誰でも気軽に参加しやすい環境をつくっていくことが大切です。

社協だよりやホームページ、SNS<sup>注13</sup>、LINE公式アカウント、Instagram、X、YouTube等、見やすさ・分かりやすさを工夫しながら情報発信を行うほか、あらゆる講座やイベント企画、地域での啓発活動などを通じて、福祉意識の向上を図ります。

福祉についての情報に触れやすくし、知る機会を増やすことで、自分に身近なこととして関心・興味を持つ人が増え、「困った時はお互い様」の意識で支え合える地域づくりにつながっていきます。

主な取り組み内容	
1	社協だよりの発行
2	ホームページ、SNSを活用した情報発信
3	より効果的で情報が届きやすい広報手段の検討

	活動指標	現況値
1	社協だより発行部数	400,000 部
2	Facebookフォロワー数	116 名
3	新たな広報媒体（LINE公式アカウント、Instagram、X、YouTube等）の検討	—



## 施策の展開 2 地域福祉を推進する人材の育成

### 取り組みの方針① ボランティア活動の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域で困りごとを抱えている人の声を受け止めることと併せて、多様な主体や住民の「何か力になりたい」という気持ちや声を大切にし、ともに誰もが自分らしく活躍できる地域づくりをすすめていくことが重要です。

そのために、地域福祉活動やボランティア活動への新たな人材や主体の参画を促進し、地域住民だけでなく、地域に関わりのある企業や学生も参画しやすいよう、講座やイベントを企画・実施します。

また、「ボランティアをやってみたい」と思い立った時に、情報が入手しやすいよう、SNSを介したボランティアに関する情報の発信にも力を入れて取り組みます。

こうしたボランティアへの応援を通じて、自由で柔軟な発想によって活動するボランティアが増え、ボランティアの支援を必要とする人と出会う機会が増えることで、全ての人にとって幸せな地域づくりにつながっていきます。

主な取り組み内容	
1	ボランティア同士のつながりや、新たな人材を生み出すイベントの実施
2	ボランティア入門・養成講座の実施
3	SNS (LINE公式アカウント、Instagram) を活用したボランティア情報の発信

活動指標		現況値
1	ボランティア新規登録者数	2,668 名
2	ボランティア登録者数	23,317 名
3	ボランティアニーズ受付件数	683 件
4	ボランティアとニーズのマッチング <sup>注14</sup> 件数	540 件



ボランティアセンター公式SNSでは、ボランティアの募集情報やイベント・講座情報、地域福祉に関する情報などを随時発信しています！  
いつでも簡単にボランティア情報をご確認いただけます。

見て・知って・体験しよう！  
**ボランティア応援★フェスティバル2025**



音楽を通じたボランティア活動体験



学習支援ボランティア体験

心に寄り添うボランティア  
**傾聴ボランティア養成講座**



傾聴ボランティア研修



傾聴ボランティア活動

障がいを理解し、ともに支え合える地域へ  
**ボランティア入門講座**



ニュースポーツ体験(風船バレー)



障がい者ランナーの伴走体験

## 施策の展開3 人がつながる交流の場や社会参加機会の創出

### 取り組みの方針① 気軽に集まり、仲間づくりができる場の創出

少子高齢化や核家族化が進む中で、地域でのつながりが希薄となり、社会的孤立や閉じこもりが問題となっています。

こうした課題解決のために、住民だれもが気軽に集まることができる居場所をつくることで「顔の見える関係づくり」を推進します。

生活に身近な範囲に交流拠点があることで、普段、他者との関わりが少ない方が出会う機会のない人と出会い、様々な情報を得られ、心や体の健康づくりに役立ちます。

主な取り組み内容	
1	ふれあいサロン活動の推進
2	ふれあい会食会 <sup>注15</sup> の開催推進
3	より交流がすすむ居場所づくりの推進
4	みやざき赤い糸プロジェクト事業の実施

活動指標		現況値
1	ふれあいサロン新規立上げ団体数	14 件
2	ふれあいサロン登録団体数	282 団体
3	サロンコーディネーター <sup>注16</sup> 派遣数	84 件
4	サロン交流会の実施数	年2回
5	ふれあい会食会新規実施団体数	—
6	ふれあい会食会延べ開催数	356 回
7	拠点施設を活用した居場所づくり	—
8	赤い糸プロジェクト <sup>注17</sup> 事業参加者数（H30年度～R6年度累計）	233 名

### ふれあいサロン

生活に身近な場所で、高齢者や障がい者、子育て中の親などが気軽に集まり、仲間づくりができる活動です。

公民館や施設だけでなく、個人のお庭やお宅、社会福祉法人が持つ施設を開放して実施するケースもあります。

「ここに行くと楽しいね!」という場が地域にたくさんできるよう、いろいろな人たちに協力の輪を広げていきましょう。



## 施策の展開 4 地域福祉を推進する活動への支援

### 取り組みの方針① 地域福祉活動基盤の充実

地区の範囲においては、地域まちづくり推進委員会や地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会などの地域福祉活動基盤組織が様々な団体と協働し、地域特性に応じた地域福祉活動を展開しています。しかし、人口減少社会において、人員不足や財源不足などの課題も浮き彫りになっています。今後、住民主体の地域福祉活動を推進するにあたっては、地域団体間の連携や協働等がより一層大切となります。

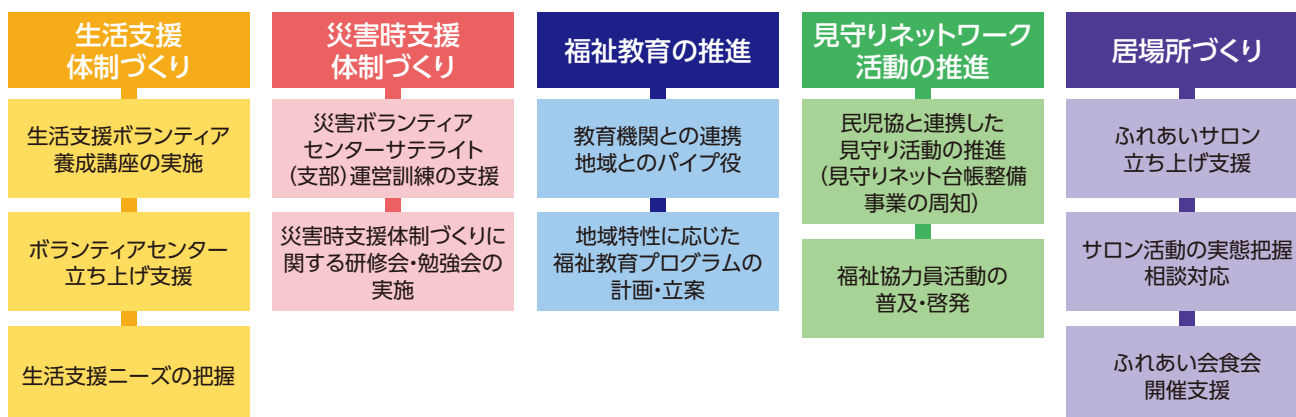
本会は、こうした地域福祉を推進する団体等とこれまでの連携をさらに深めることにより、地域福祉活動が住民主体で継続的に行われていく体制を支援していきます。

このことにより、地域における生活支援体制づくりや災害支援体制づくり、見守りネットワーク活動などが、地域の特性に応じ、住民主体で継続していくことにつながります。

主な取り組み内容	
1	本会における地域担当職員の配置
2	地区社協活動事業費の一部補助
3	草の根活動を行うボランティア団体事業費の助成

活動指標		現況値
1	地域福祉活動基盤組織が実施する会議等への参画回数	—
2	地域人材育成に関する研修・啓発事業への参画回数	—

### 地域担当職員 地域支援の視点



本会が行う地域支援では、地域福祉活動基盤組織が実施する会議への参画、啓発活動を通じて地域の状況を把握し、課題解決のための方策を、組織を構成する地域住民みんなで考えます。

特に、この5つの視点に重点をおき、支え合いのしくみづくりをすすめます。

## 取り組みの方針② 地域と社会福祉法人とのさらなる連携促進

本市においては、地区社協や地域まちづくり推進委員会等の生活に身近な圏域ごとに地域福祉活動が推進されています。社会福祉法人<sup>注18</sup>は、地域の中でその推進主体としての重要な役割を果たすことが求められていますが、これまでも高齢者・障がい者・子どもを対象とした拠点施設の運営や支援の提供を通じて地域福祉の大きな支えとなってきました。これからさらに社会構造が大きく変わる中で、より一層地域ニーズに応じた柔軟な取り組みをすすめていくことが大切です。

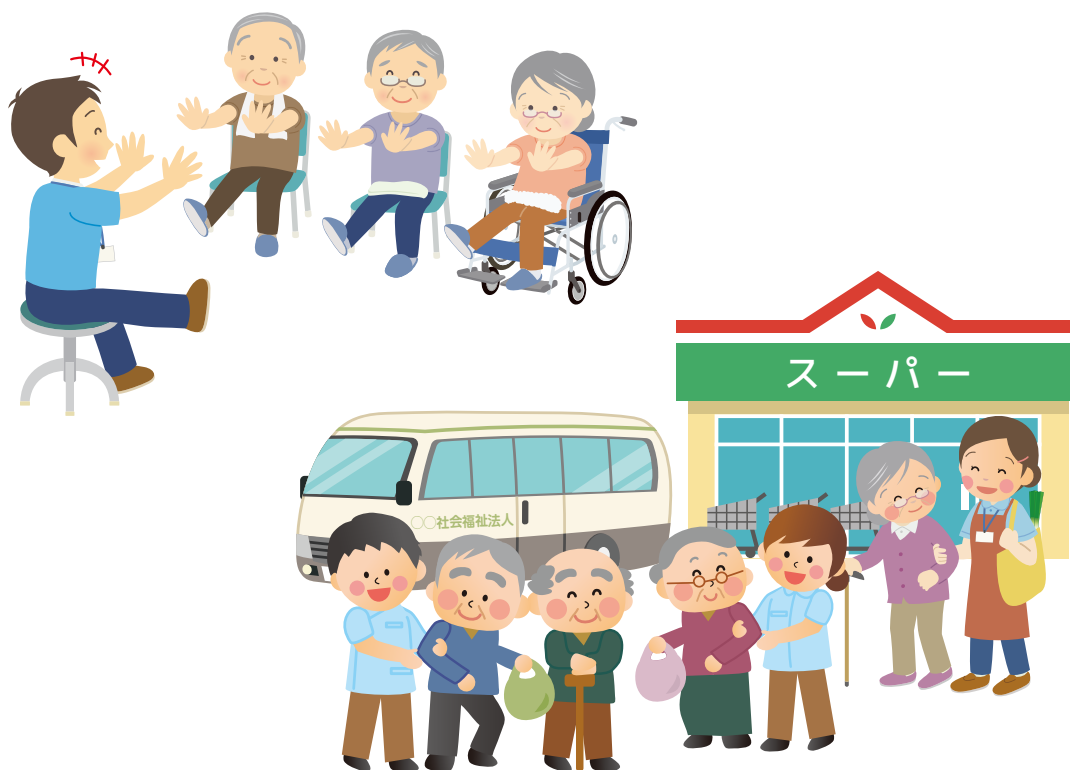
地域福祉活動基盤組織と、その圏域内の社会福祉法人、NPO法人や企業などが、互いに想いや課題を共有し、協働して地域ニーズに対応していける場づくりをすすめます。

こうした取り組みを通じて、社会福祉法人を始めあらゆる主体が地域課題への取り組み方を検討しやすくなり、地域住民とのつながりの中で、互いが協働しながらより地域に必要とされる取り組みの創出をすすめます。

### 主な取り組み内容

#### 1 地域福祉活動基盤組織と社会福祉法人の連携強化

	活動指標	現況値
1	地域福祉活動への参画法人数	—
2	地域と社会福祉法人との意見交換会等の実施への支援	—





高齢者宅訪問



見守り情報交換会



中学生ボランティア体験



子育てサロン



施設へのボランティア訪問



災害に備えた  
支援体制づくり



地区社協とまちづくり共催  
ふくしまつり

## 基本目標 2

# つながりを育むあたたかなまちづくり

地域において、誰もが自分らしく安心して暮らすためには、住民同士が思いやりを持って支え合う環境づくりが大切です。福祉サービスの活用をはじめ、地域のつながりや見守り体制の強化、そして権利擁護や尊厳の保持に取り組むことで、人と人とのつながりを育み、温もりのあるまちづくりを目指します。

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう必要なサービスの充実を図るとともに、災害時に助け合える体制の整備や、日常の見守り、そして権利や尊厳を守る取り組みを推進し、これらを通じてつながりを育むあたたかなまちづくりに向けた施策を展開します。

## 施策の展開

- 1 自分らしく暮らせるまちづくりの推進
- 2 地域のつながりを基盤とした見守り体制の充実
- 3 災害時に助け合えるまちづくり
- 4 一人ひとりの権利を守るまちづくりの推進



## 施策の展開 1 自分らしく暮らせるまちづくりの推進

### 取り組みの方針① 公的サービスの提供（障がい・高齢）

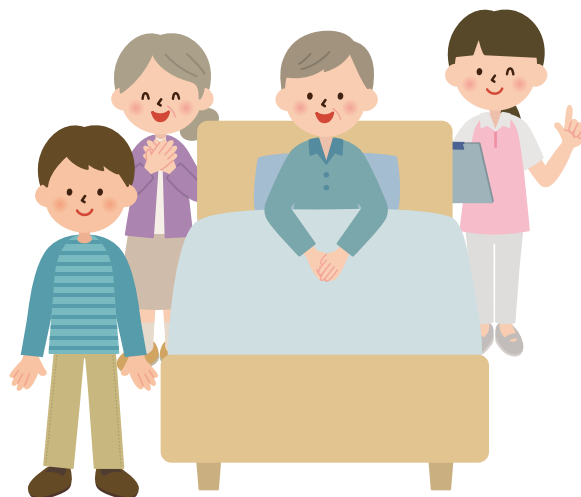
住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、加齢や障がい、疾病などによって日常生活に不自由が生じた際、その解決に結びつく公的サービスを適正に利用できる環境にあることが大切です。

本会では地域包括支援センター<sup>注19</sup>や障がい者基幹相談支援・虐待防止センター<sup>注20</sup>介護認定調査事務所の運営を通じ、介護や障がいに関する地域住民の不安や困りごとへの相談対応、公的サービスの提供や関係機関についての情報提供を行います。

地域住民が安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実を図ることで、障がいや疾病、加齢に伴う機能の低下など心身機能に変化があっても、安心して住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けていくことができます。

主な取り組み内容	
1	地域包括支援センター事業の実施（大淀・佐土原・田野・高岡・清武）
2	障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業
3	介護認定調査事業

	活動指標	現況値
1	地域包括支援センター延べ相談件数 （大淀・佐土原・田野・高岡・清武）	15,075 件
2	障がい児・者相談支援延べ相談件数	3,507 件
3	介護認定調査件数	13,493 件



## 取り組みの方針② 障がい児・者、高齢者の社会参加と自立の支援

障がいや加齢に伴う心身機能の低下は、あらゆる日常生活の場において影響を及ぼし、外出や通院、社会参加を妨げる要因となることがあります。

在宅で生活する障がい児・者や高齢者に対して、専門職による個別的なアセスメント（評価・分析）に基づく活動メニューの提供や、移動や外出を支援する手段を確保することで、身体機能の維持・向上、発達の促進を支援します。

こうした取り組みを通じ、住み慣れた地域で、自分らしくいきいきとした生活を続けていくことにつながります。

主な取り組み内容	
1	障がい児・者の身体機能向上・発達の促進を目的とした事業の充実 [児童発達支援「つくし園」・デイサービスセンター「あゆみ」]
2	高齢者の心身の健康維持・向上を目的とした事業の充実 [通所介護事業（佐土原・清武）・筋力向上トレーニング事業の実施（佐土原・清武）]
3	障がい児・者や高齢者の移動・外出の支援を目的とした事業の充実 [福祉バス運営事業・重度障がい者移動支援事業・巡回バス運営事業・車いす貸出事業]

	活動指標	現況値
1	児童発達支援「つくし園」利用延べ人数	1,094名
2	デイサービスセンターあゆみ（生活介護）利用延べ人数	1,142名
3	通所介護事業利用延べ人数（佐土原/清武の合算）	6,282名
4	筋力トレーニング事業利用延べ人数（佐土原/清武の合算）	3,472名
5	福祉バス運営事業年間運行件数	96件
6	重度障がい者移動支援事業運行年間運行回数	470回
7	巡回バス運営事業利用人数（佐土原/田野/清武の合算）	2,122名
8	車いす貸出事業貸出件数	281件



### 取り組みの方針③ 子育て世帯をみんなで支える取り組みの推進

子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化などの人口・世帯構造の大きな変化、社会経済の影響などの様々な背景によって、厳しい状況が続いています。

なかでも、家庭の経済状況やその置かれた環境によって生じる教育の格差は、子どもの将来的な可能性を左右する大きな課題です。

こうした課題を抱え、進学準備や学習機会の確保が難しい子育て世帯に対し、地域資源やボランティアの協力を活かしてサポートし、課題の深刻化や孤立を未然に防ぐことができるような取り組みを推進します。

取り組みを通じ、子育てに関する悩みを抱えた世帯とつながる機会が増え、必要な情報や支援を届けやすくなります。また、あらゆる団体やボランティア、民生委員・児童委員等、地域の中の多様な人材が互いに連携し合いながら子育てに参画し合う場が地域に根付き、子育て世帯の孤立予防につながります。

主な取り組み内容	
1	学習支援事業（「KOKOROOM」） <small>注21</small> の実施
2	制服リユースマッチング事業 <small>注22</small> の実施
3	ランドセル小学校入学応援事業 <small>注23</small> の実施

活動指標		現況値
1	学習支援（KOKOROOM）延べ利用人数	79名
2	制服を必要とする人・譲りたい人とのマッチング件数	179件
3	ランドセル提供人数	71名



学習支援事業  
KOKOROOM

子どもたちが「ここがいい」「ここがホットする」と感じられる居場所



制服リユース  
マッチング事業

役目を終えた制服を次の子どもたちへ…制服リレーで子どもの進学を応援！



ランドセル  
小学校入学応援事業

ランドセルを選ぶ楽しさを提供！楽しい学校生活のスタートを応援！

## 施策の展開 2 地域のつながりを基盤とした見守り体制の充実

### 取り組みの方針① 見守り体制基盤の強化

「見守り活動」は、地域の中で手助けを必要としている方（一人暮らし等の高齢者世帯、寝たきり高齢者、障がい児・者やその介護者、ひとり親世帯など）に対して、住民相互のつながりによって行う声かけや訪問などを通じ、課題の早期発見につなげていく地域福祉の根幹となる活動です。地域の中での見守り活動の大切さを理解する人を増やし、困りごとを抱えた人が早期に必要な支援につながるができるよう、見守りボランティア「福祉協力員」を委嘱します。

主な取り組み内容	
1	見守りネット台帳整備事業の実施
2	福祉協力員の委嘱
3	福祉協力員研修会の実施

活動指標		現況値
1	福祉協力員数	1,563 人
2	福祉協力員研修会の実施数 ※地区社協実施分	71 回

#### 宮崎市民生委員児童委員協議会 見守りネット台帳

見守りネット台帳は、民生委員・児童委員が地域住民の実情を把握するために、日ごろの見守り活動を通じて得た情報をまとめた「福祉台帳」。

本会に一括してデータを保管し、民生委員・児童委員の見守り活動を応援します！

#### 地域の見守りボランティア 福祉協力員

福祉協力員は、生活に身近な場面で見守りを行うボランティアです。例えば…

「郵便物がポストに溜まっている」  
「暗くなっても電気がつかない」  
「お洗濯ものが取り込まれない」

など、ご近所同士の交流の中だからこそ気づける変化をキャッチし、自治会・民生委員・児童委員などの関係者へ「つなぐ」活動です。

## 取り組みの方針② 見守りネットワーク活動の充実

見守り活動において、地域住民や福祉協力員が「いつもと違う」という異変に気付いた際、「お節介かもしれない」「どこに相談すれば良いのか分からない」と個人で抱え込んでしまうことを防ぐために、自治会や民生委員・児童委員などの関係者同士で情報を共有し、必要な関係機関につなぐ体制をつくり、見守りのネットワークを構築しておくことが大切です。

こうした見守りネットワーク構築に必要な、見守り活動関係者同士の話し合いの場の確保をすすめるとともに、見守り活動の効果・必要性が地域全体に正しく理解されるよう、周知活動を行います。

見守りネットワーク活動は、自治会、民生委員・児童委員や福祉協力員、地区社協、専門の関係機関の連携・協力のもとに行われ、日ごろの交流が生まれるきっかけづくりや、災害が起こった際の助け合い活動にもつながります。

主な取り組み内容	
1	見守りネット台帳整備事業の実施【再掲】
2	小地域での見守り情報交換会の実施推進

活動指標		現況値
1	各地区（自治会圏域）見守り情報交換会実施数	394回
2	見守り活動に関する研修会実施数	—

### 地区社協の取り組み 高齢者等見守り ネットワーク情報交換会

ある地区社協では、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員と、行政、地域包括支援センター、担当ケアマネージャー等見守り活動に関する支援者を集め、小地域別に情報交換会や研修を実施しています。相互に情報をつなげ、日ごろの見守りだけでなく、災害発生時にも活かせるネットワークづくりをすすめています。



高齢者等見守り  
ネットワーク情報交換会

## 施策の展開3 災害時に助け合えるまちづくり

### 取り組みの方針① 災害ボランティアセンター運営体制の拡充

本会は、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生した場合、宮崎市地域防災計画に基づき、「宮崎市災害ボランティアセンター」の運営を主体的に担います。災害発生時のボランティアによる復旧支援活動のあり方については、宮崎市・宮崎市民活動センター・災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきと本会との4者で「宮崎市災害ボランティアセンター支援体制検討会議」において検討協議を行っていますが、今後はさらに専門技能を持つ団体や様々な企業と、分野を超えた連携体制を作っていくことが必要です。

また地域住民自らも、声を上げることができるよう、「受援力」を向上していくための啓発活動に努めます。

主な取り組み内容	
1	宮崎市災害ボランティアセンター運営訓練の実施
2	災害支援活動への協力団体・企業の開拓
3	災害ボランティア資機材の充実・整備
4	運営におけるデジタルツールの導入検討

活動指標		現況値
1	宮崎市災害ボランティアセンター運営訓練の実施回数	年1回
2	災害支援活動への協力団体数（行政・社協を除く）	—
3	各地域での災害時支援体制のための研修会・訓練の実施	

### 災害ボランティアセンターとは？

災害が発生すると、ふだんの暮らしは一気に失われ、被災地域全体に手助けが必要な状態になります。

被災地域内外から駆けつけてくれるボランティアの力を、「支援を必要とする人」へ結びつけるために、ニーズの把握や支援調整を行う拠点のことを「災害ボランティアセンター」といいます。

いざという時のために、日ごろから運営訓練を重ね、関係者同士が互いの役割を確認しておくことが重要です。



災害ボランティアセンター運営訓練



実際の被災者支援活動（令和3年大雨被害）

## 取り組みの方針② 災害時要支援者を取り残さない取り組みの推進

現在、宮崎市では、民生委員・児童委員が平常時に取り組む見守り活動を通じて把握した対象者の情報を記録・整備し、見守り活動を効果的に継続していくための「見守りネット台帳」と、災害対策基本法に基づき、災害発生時に自力避難が困難な人の避難支援を行うことを目的とした「避難行動要支援者名簿<sup>注24</sup>」とが存在します。

また、地域の中では自治会や地区社協が居住実態に即した独自名簿を作成し、支援が必要な人の実態把握に取り組んでいる地区もあります。

一部の地域では、支援が必要となる人を見守る自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、地区社協などの関係者間で、この複数の台帳・名簿が混在し、それぞれの目的が正しく理解されていないことや、個人情報保護に対する認識の違いから、見守りに必要な情報共有がうまくすすめられないといった課題が生じている状況があります。

こうした課題を解決するために、個人情報保護には十分配慮しつつ、情報共有の場の確保や、安心して必要な情報が共有できるよう指針の作成に取り組めます。

普段の見守り活動で把握した情報を関係者間で共有し、互いに気に掛け合う関係性を培っておくことが、災害発生時の支援体制づくりにおける大きな土台となります。

主な取り組み内容	
1	災害支援情報交換会実施に向けた啓発
2	地域福祉活動における個人情報取り扱い指針の作成

	活動指標	現況値
1	災害支援情報交換会実施数	105 件
2	地域福祉活動における個人情報取り扱い指針を活用して実施した情報交換会数	—



## 施策の展開 4 一人ひとりの権利を守るまちづくりの推進

### 取り組みの方針① 支援を必要とする人々の権利擁護と尊厳の保持

地域では、判断能力の不十分な方でありながら必要な支援を受けられず、権利が十分に守られないまま暮らしている高齢者や障がい者がいます。

特に、昨今では身寄りのない高齢者の死後事務や入退院時の支援などが課題となっており、地域全体で支える包括的な支援体制の整備が求められています。

本会では、本人の意思を尊重しながら生活を支える体制づくりをすすめ、日常の見守りや福祉サービス手続きの支援、意思決定のサポート等を行い、一人ひとりの思いに寄り添いながら、地域で安心して暮らし続けられるよう権利の擁護と尊厳の保持を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主な取り組み内容	
1	権利擁護センターみやざき <sup>注25</sup> の機能の充実
2	宮崎市成年後見支援センターとの連携強化
3	市民後見人 <sup>注26</sup> 養成への協力

活動指標		現況値
1	権利擁護センターみやざきの法人後見受任件数	38 件
2	日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター宮崎） <sup>注27</sup> の利用件数	52 件



## 基本目標3

# 一人ひとりの暮らしを守るしくみづくり

どんな人でも、困ったときに、「相談できる場所がある」「頼れる誰かがいる」と感じられることが大切です。生活上の困りごとが複雑化するなかで、誰もが地域で安心して暮らせるよう、気軽に相談できる場所の整備や支え合えるしくみづくりを行うための施策を推進します。

困りごとを抱える人が孤立せず、どこに相談すればよいか分かる体制を整えることができるよう、課題や悩みの解決に対応できるしくみづくりを行います。

また、課題を早期に発見し解決するために、専門的に地域福祉を支える機関や福祉に携わる民間団体、ボランティア団体等との連携体制の強化に取り組みます。

## 施策の展開

- 1 あらゆる福祉の困りごとに対応するしくみづくり
- 2 福祉課題を早く見つけ支援につなげる体制づくり



## 施策の展開 1 あらゆる福祉の困りごとに対応するしくみづくり

### 取り組みの方針① 住民主体の生活支援活動の推進

「2040年問題<sup>注28</sup>」に象徴されるように、少子高齢化の進展や家族のあり方が変化してきたことで、「身近にちょっとしたことを頼める人がいない」ために、住み慣れた自宅で暮らし続けることが難しくなってしまう人が増えてきています。

医療や介護などの公的な制度は、一定の基準に沿って、専門職が必要な部分への支援を担っていますが、住み慣れた地域の中で本来の「その人らしさ」を支えていくには、地域住民やボランティアのあたたかな支援が不可欠です。

こうした課題に対し、地域住民主体の支え合い活動を推進することによって、障がいや疾病、加齢で生じる多少の困りごとがあっても、地域の中に根付いた支え合いのしくみによって解決でき、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができます。

主な取り組み内容	
1	ふれあいハートサービス事業 <sup>注29</sup> の実施
2	生活支援ボランティア養成講座の実施
3	生活支援運営費補助の実施

活動指標		現況値
1	ふれあいハートサービス新規協力会員数	95名
2	ふれあいハートサービス活動件数	1,725件
3	生活支援ボランティア養成講座実施数	—
4	生活支援運営費補助 <sup>注30</sup> （新規）団体数（H30度～R6度累計）	2団体

### 「生活支援」ってどんなこと？

地域の中で、住民同士がちょっとした困りごとを支え合う活動のこと。

内容はゴミ出し、電球交換、草取り、簡単な掃除や買い物の手伝いといった、日常生活上で生じるちょっとしたもの。

公的サービスでは支援の手が届きにくいきめ細やかな「その人らしさ」に寄り添う活動です。

地区社協やNPO、まちづくり推進委員会などが中心になって、市内6か所でボランティアセンターが立ち上げられ、生活支援に取り組んでいます。

#### 住民が主体で運営する 地区ボランティアセンター



庭の草取り



室内の掃除

## 取り組みの方針② 日常生活の基盤を整える支援の推進

人生において、子育てや病気・障がい、介護などライフステージごとに生じてくる様々な課題を解決するためには、分野ごとに整備された施策の展開が重要ですが、同時に収入や家計状況など、生活基盤の安定も不可欠です。しかし、支援策があっても相談につながるができなかつたり、支援の対象とならない制度の狭間で、病気や子育て、介護に関する課題が要因で生活基盤に支障を来たしていることも少なくありません。

こうした生活全般にわたる課題に対し、相談者の気持ちに寄り添いながら、相談に至った背景を汲み取り、ともに支援策を検討していくことで、抱えている課題が解きほぐされ、ひとつずつ解決へ向けた糸口を見つけていくことにつながります。

主な取り組み内容	
1	生活福祉資金貸付事業の実施
2	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センター <sup>注31</sup> 「これから」）の実施
3	法律相談事業の実施

活動指標		現況値
1	生活福祉資金の相談件数	10,231 件
2	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センター「これから」）延べ相談件数	2,833 件
3	法律相談支援事業総相談件数	601 件



## 施策の展開 2 福祉課題を早く見つけ支援につなげる体制づくり

### 取り組みの方針① 主体や役割を超えた連携体制づくりの検討

子育てと親の介護両方が重なるダブルケアや障がい者の「親亡き後」の対応など、一つの家庭の中に複数の問題が生じ、これまで整備されてきた制度だけでは対応しきれない事例が増えています。こうした問題に対しては、制度や行政・団体の枠を超え、官民一体となって課題解決を目指す必要があります。本市においては、令和8年度から重層的支援体制整備事業<sup>注32</sup>の一環として、「つなぐみやざきサポート体制」が構築され、本会にはこれまで行ってきた相談事業の実施と相談事業間のさらなる連携、加えて多機関協働事業への参画が求められています。

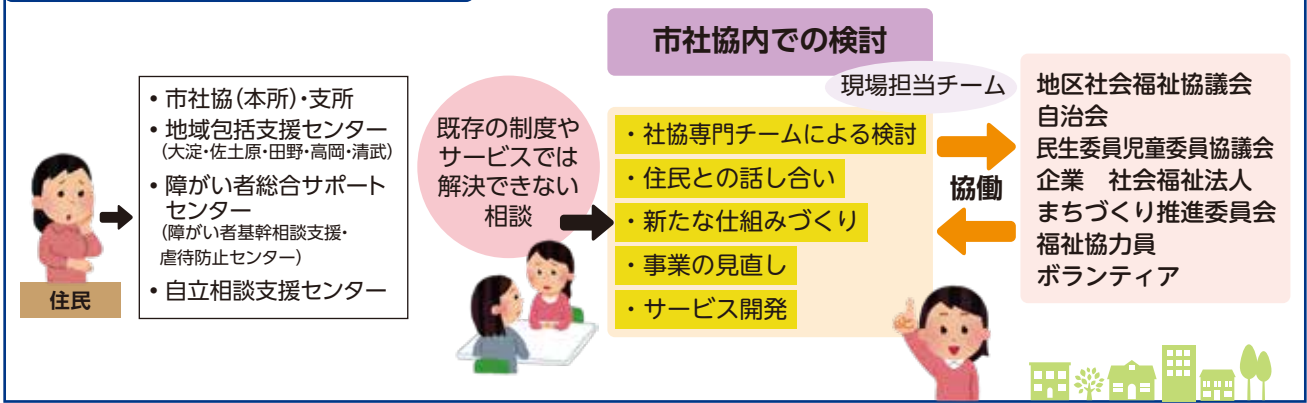
こうした課題に対応するため、本会では、地域包括支援センターや障がい者総合サポートセンター、自立相談支援センター等の担当で専門チームを組織し、多機関協働事業への参画もあわせて、包括的な相談支援の充実を図ります。

こうした取り組みをすすめることにより、「つなぐみやざきサポート体制」が充実し、相談者の複合的な課題解決に結びつくことが期待されます。

主な取り組み内容	
1	包括的な相談支援の充実 (地域包括支援センター・障がい者総合サポートセンター・自立相談支援センター「これから」・生活福祉資金)
2	つなぐみやざきサポート体制への協力
3	本会における地域担当職員への配置【再掲】（「地域づくり事業」への協力）
4	地域支援にあたる人材の資質向上

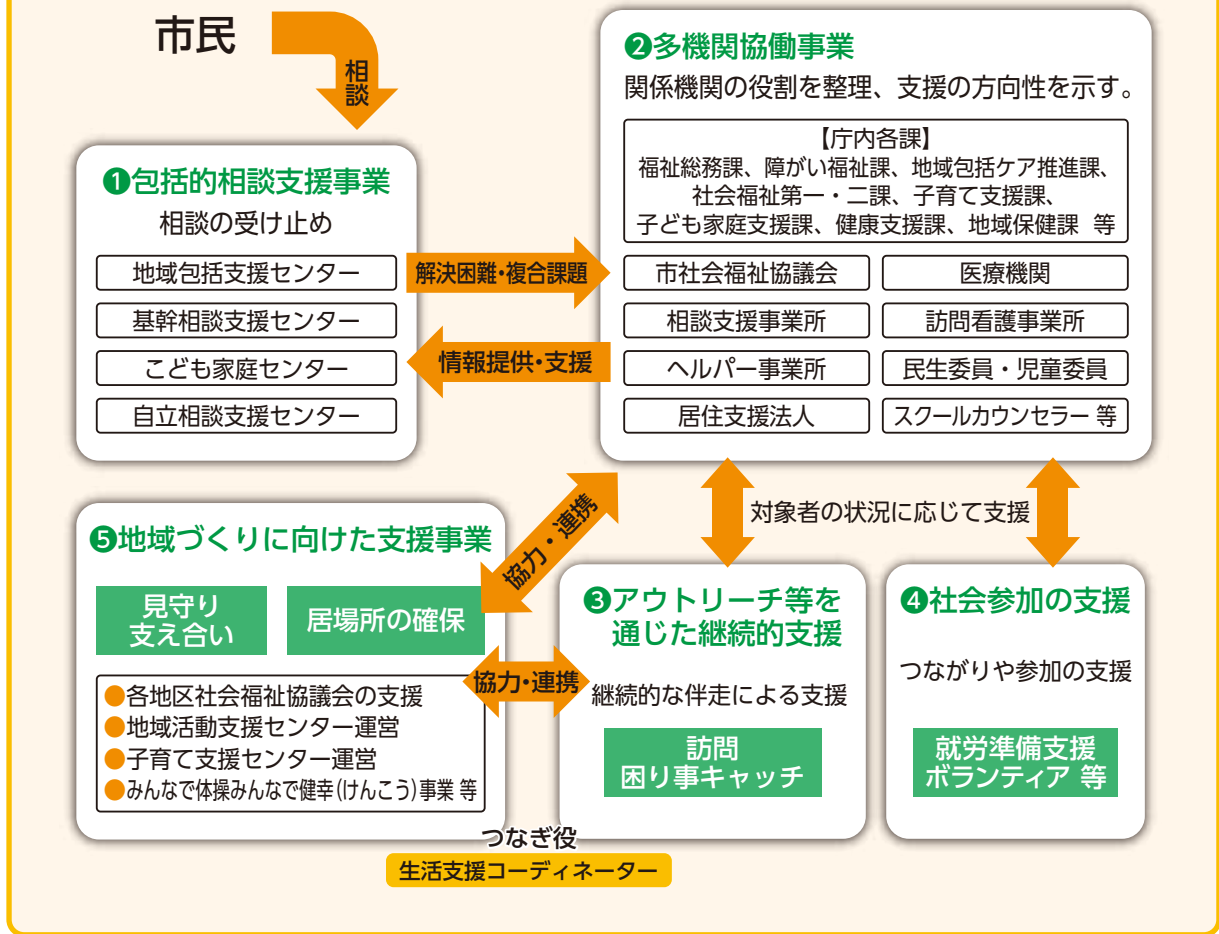
	活動指標	現況値
1	重層的支援会議への参画	—
2	専門チームによる検討協議	—

### 宮崎市社会福祉協議会



### 宮崎市

#### つなぐみやざきサポート体制 (重層的支援体制整備事業体制)



## 取り組みの方針② 今後深刻化する社会課題の把握と解決策の検討

これから少子高齢化が進んでいくと、従来の施策や事業だけでは対応できない問題が日常的に生じると予想されます。

時代に応じて求められる役割・事業活動は変化していくことを踏まえ、事業活動や地域支援を通じて把握したニーズから見える課題を受け止め、「対応できる施策がない」ことこそ、知恵を出し合い、解決策を検討していきます。

また、こうした課題解決策の検討にあたっては、宮崎市内に拠点を置く社会福祉法人との連携強化を図りながらすすめ、特に宮崎県社会福祉協議会が中心となって運営する「みやざき安心セーフティネット事業<sup>注33</sup>」においては、宮崎市域でのネットワークの構築と協力法人との連携強化を図ります。

主な取り組み内容	
1	新たな福祉課題への検討の場の確保
2	みやざき安心セーフティネット事業協力法人との連携強化

	活動指標	現況値
1	身寄りのない高齢者等への対応策等新たな福祉課題解決策の検討	—
2	宮崎市域でのみやざき安心セーフティネット事業に参画する法人同士がつながる場の確保	—





# 第 4 章

## 資料編

## 資料1 用語集

### 地域福祉とは？

地域住民が主体となって、地域の組織・団体、福祉事業関係者等、地域に関わるすべての人や主体が連携・協働しながら、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方は。

	用語名	解説
(注1)	生活福祉資金	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする貸付制度。
(注2)	8050問題	高齢な親の年金で就労が難しい成人年齢に達した子の暮らしを支える家庭が抱える課題のこと。
(注3)	災害ボランティアセンター	大規模な災害が発生した場合に、被災者を支援するボランティアのコーディネートを行うために、本会が宮崎市や市民活動センター、災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきとの連携により立ち上げ、運営する機関。
(注4)	小地域懇談会	地域ごとの困りごとや福祉課題に向き合い、また、予測される地域の将来像を考える機会の場。
(注5)	見守りネット台帳	民生委員・児童委員が地域住民の実情を把握するために使用する台帳。支援が必要な人、または今後支援が必要となる可能性がある人の情報を記載した個人台帳で、宮崎市社会福祉協議会がデータで管理している。
(注6)	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱される地域福祉の担い手。住民の様々な相談に応じ、必要な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担う民生委員と、子どもや子育て家庭への相談支援、児童の健全育成にあたる児童委員を兼務している。一部の民生委員・児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する「主任児童委員」として指名される。
(注7)	権利擁護	自己の権利を行使することが困難な状況にある人に対して、その人の権利を尊重し、代弁し、あるいは具体的な支援を行うこと。
(注8)	災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき	平成17年台風14号を契機に組織化された、災害ボランティアセンターの運営及び教育施設や地域での防災・減災活動に取り組むボランティア団体。

(注9)	宮崎市民活動センター	市民活動を総合的に支援するため、情報提供や相談、会議室・機材の貸出し等を行う市民活動の拠点。
(注10)	地域共生社会	社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
(注11)	多機関協働事業	重層的支援体制整備事業に位置付けられた事業の一つで、地域住民の複合的な支援ニーズに応えるために、行政や福祉機関、NPOなどが協力して実施する事業。
(注12)	共同募金	社会福祉法に基づいて行われる公的な募金活動で、地域福祉の推進を目的として高齢者や子ども・障がい者の福祉活動、災害支援活動等に活用される。
(注13)	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイトのこと。主なSNSとして、FacebookやLINEなどがある。
(注14)	マッチング	需要側と供給側の調整を行いながら仲介することで、双方を引き合わせること。
(注15)	ふれあい会食会	在宅で生活する高齢者等が、地域住民同士の仲間づくり・交流を行うことで、参加者の生きがい創出や介護予防、閉じこもり防止を推進し、住民参加による地域福祉の増進を目的とした会食会。
(注16)	サロンコーディネーター	地域の居場所である「ふれあいサロン」の立ち上げや、活動運営の助言等を行うことを目的として本会が養成した人材。
(注17)	赤い糸プロジェクト事業	地域と連携し、新たな男女の出会いの場を提供することにより、地域創生の課題である少子（人口減少）への一助を目的として実施する事業。
(注18)	社会福祉法人	社会福祉法で定められた社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。
(注19)	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者の方々からの介護や福祉・保健・医療に関する悩み・相談を受け、必要な介護予防サービス等を紹介するなど、様々な面から総合的に地域を支える機関。

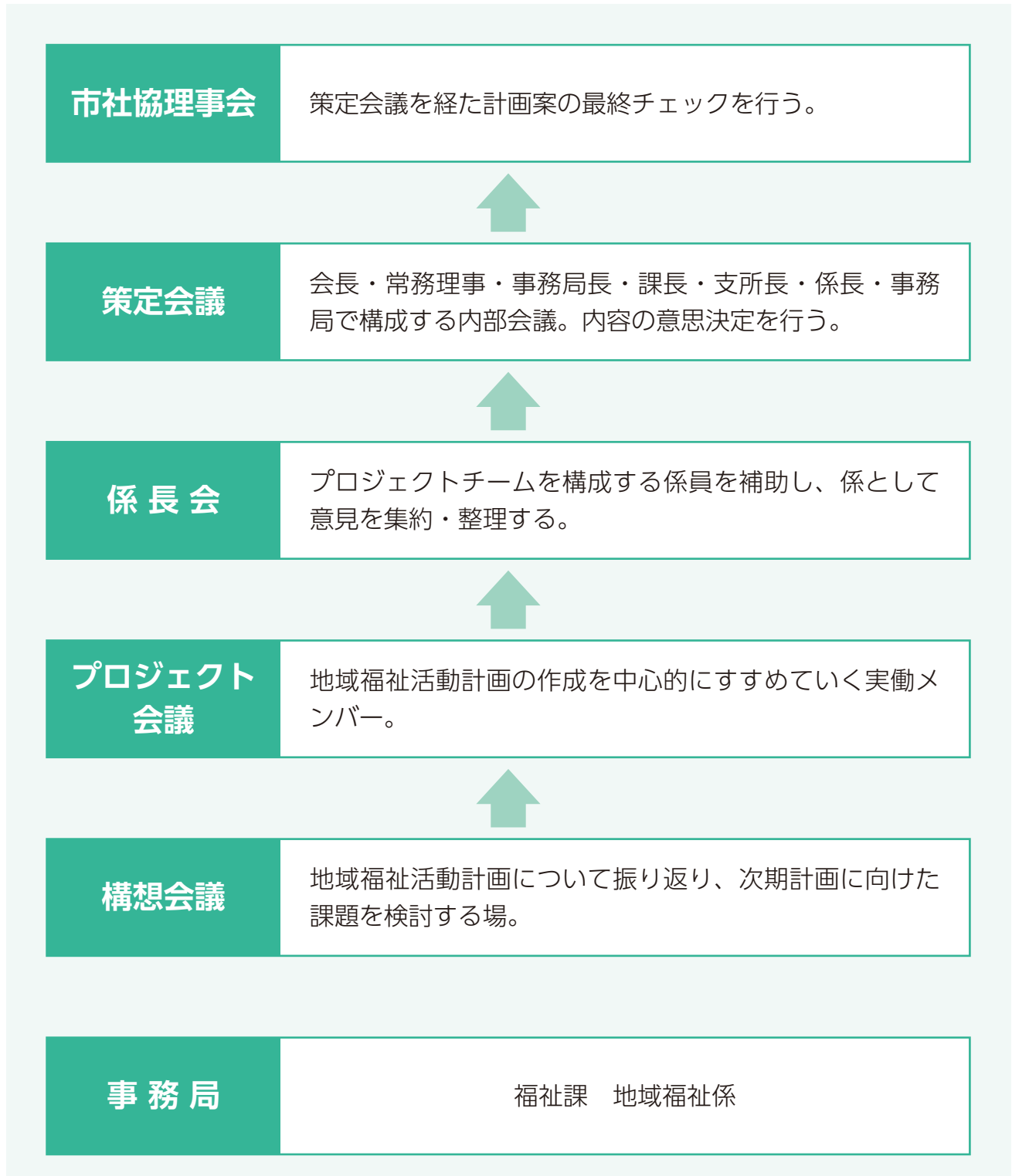
(注20)	障がい者基幹相談支援・虐待防止センター	障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関との連携の支援を総合的に行う機関。
(注21)	学習支援事業 KOKOROOM	経済的に厳しい状況にある世帯に対し、子どもの学習支援や居場所づくりを目的として実施する事業。
(注22)	制服リユースマッチング事業	不要となった公立中学校・高校の制服を必要な家庭に譲り合うことにより、子育て世帯の孤立防止や経済的支援を行う事業。
(注23)	ランドラント小学校入学応援事業	経済的に厳しい状況にある世帯のうち、小学校へ入学する児童がいる場合に、ランドセルを支給する事業。
(注24)	避難行動要支援者名簿	災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登録している。この名簿は、災害時の避難支援や安否確認などに利用する。
(注25)	権利擁護センターみやざき	判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、本会では、法人として成年後見業務を行うほか、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類の預かりサービスといった日常生活自立支援事業を実施している。
(注26)	市民後見人	弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職でもなく、親族でもない同じ地域に住む一般市民による後見人のこと。
(注27)	日常生活自立支援事業 (あんしんサポートセンター宮崎)	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が充分でない方の権利擁護に資することを目的として、これらの方々が自立した地域生活を送ることができるよう支援を行う。福祉事業の一環として、成年後見制度を補完するために創設された事業。 ※成年後見制度：精神上的の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症等）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
(注28)	2040年問題	「団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方で、生産年齢人口（15～64歳）が急減することにより生じる、社会保障費の増大、労働力不足といった社会・経済の様々な課題の総称。

(注29)	住民参加型在宅福祉サービス(ふれあいハートサービス)	在宅の高齢者・障がい者・産前産後の世帯等を対象に、家事や買い物等の日常生活の困りごとを本会登録の協力会員により支援する事業。
(注30)	生活支援運営事業費補助事業	地区社協やNPO、まちづくり推進委員会などが主体となって運営するボランティアセンター機能を有する活動に対し、必要な経費の一部を補助する事業。
(注31)	自立相談支援センター	「働きたくても働けない」「住むところがない」などの生活の困りごとや不安を抱える人からの相談を受け、課題の解決や自立に向けた支援を行う機関。
(注32)	重層的支援体制整備事業(つなぐみやざきサポート体制)	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域支援」を一体的に実施する事業。宮崎市では、令和8年度より「つなぐみやざきサポート体制」として取り組むこととしている。
(注33)	みやざき安心セーフティネット事業	事業の趣旨に賛同する社会福祉法人(施設)が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごと等に対して、相談援助を行うとともに、今日明日の食べ物にも困る等の逼迫した状況にある場合には現物給付による経済的援助を行う事業(実施主体：宮崎県社会福祉協議会)。



## 資料2 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第四次宮崎市地域福祉計画・第六次宮崎市地域福祉活動計画の進捗状況や、宮崎市の実施した「第五次地域福祉計画に関するアンケート」結果をもとに、下記プロセスで策定をすすめてきました。



## 資料3 策定のプロセス

実施日	会議名	内容
令和7年 2月28日	職員構想会議	計画の方針協議
令和7年 2月28日	第1回 プロジェクト会議	スケジュールについて
令和7年 3月10日	第2回 プロジェクト会議	計画策定趣旨・体系図案について
令和7年 3月25日	市社協 理事会	計画策定の概要報告
令和7年 3月26日	第3回 プロジェクト会議	計画策定趣旨 体系図案について
令和7年 3月27日	第1回 係長会	計画策定趣旨 体系図案について
令和7年 4月14日	第2回 係長会	体系図案について
令和7年 4月16日	第4回 プロジェクト会議	体系図案について
令和7年 4月22日	第5回 プロジェクト会議	体系図案について
令和7年 5月12日	プロジェクトリーダー・ 副リーダー会議	体系図案について
令和7年 5月19日	第6回 プロジェクト会議	体系図案について
令和7年 5月26日	第3回 係長会	体系図案について
令和7年 6月19日	第1回 策定会議	計画策定進捗報告・ 体系図案について
令和7年 6月26日	市社協 理事会	計画策定方針報告・ 体系図案について
令和7年 7月18日	第7回 プロジェクト会議	市福祉計画について・ 計画素案について
令和7年 8月 8日	第8回 プロジェクト会議	計画素案について
令和7年 8月28日	第9回 プロジェクト会議	計画素案について
令和7年10月28日	第2回 策定会議	計画素案について
令和7年11月13日	第10回 プロジェクト会議	計画案について
令和7年12月 1日	第11回 プロジェクト会議	計画案について
令和7年12月15日	第3回 策定会議	計画案について
令和8年 1月20日	第4回 策定会議	計画案について
令和8年 3月23日	市社協 理事会	新計画案の説明



第7次  
宮崎市  
地域福祉  
活動計画

編集・発行

---

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25番地2

TEL : 0985-52-5131

FAX : 0985-52-5724

